V. 届出制度

- |01|届出制度の概要
- |02|居住誘導区域に関する届出
- |03|都市機能誘導区域に関する届出

∨.届出制度

| 01 | 届出制度の概要

都市再生特別措置法*第88条、第108条、第108条の2の規定に基づき、居住誘導区域外または都市機能誘導区域外などで以下の行為を行う場合、原則として着手の30日前までに市へ届出が必要になります。

届出は、住宅開発や誘導施設の整備などを制限するものではありません。

| 02 | 居住誘導区域に関する届出

□ 対象区域

届出の対象区域は、立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、居住誘導区域外の区域と なります。

□ 対象行為

届出の対象行為は、一定規模以上の住宅開発などであり、具体的には次のいずれかの行為です。

区分	届出対象行為	例	
	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為*	・3戸の開発行為	・2戸 800 ㎡の開発
開発	・1戸または2戸の住宅の建築目的の開	⊳届出必要	行為 ▷届出不要
行為	発行為*で、その規模が 1,000 ㎡以上 のもの		
	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合	・3戸の建築行為	・1戸の建築行為
建築等	・建築物を改築し、または建築物の用途	▷届出必要	▷届出不要
行為	を変更して3戸以上の住宅とする場合		Particles

| 03 | 都市機能誘導区域に関する届出

□ 対象区域

届出の対象区域は、原則、立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、都市機能誘導区域外の区域となりますが、都市機能誘導区域内も対象になる場合があります。

図 都市機能誘導区域に関する届出対象区域

	誘導施設を有する建築目的の開発行 為*などをする場合	都市機能誘導区域内の誘導施設を 休止または廃止する場合
■立地適正化計画の区域 ・市街化調整区域* ・市街化区域*のうち 居住誘導区域外	·届出 必要	-
■居住誘導区域	・届出の要	-
■都市機能誘導区域	・当該区域の誘導施設は届出 不要・当該区域の誘導施設ではない誘導施設は届出 必要	·届出 必要

□ 対象行為

届出の対象行為は、誘導施設を有する建築目的の開発行為*などをする場合、もしくは都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合であり、具体的には次のいずれかの行為です。なお、都市機能誘導区域内でも、当該区域の誘導施設として定められていない誘導施設を開発・建築する場合は、届出が必要になります。

区分	行為の種類	例	
開発	・誘導施設を有する建築物の 建築目的の開発行為*を行 おうとする場合	立地適正化計画の区域 2 次救急医療機関などの ○開発・建築 ▷ 届出必要	
	・誘導施設を有する建築物を 新築しようとする場合	居住誘導区域 * 2次救急医療機関などの	
 建築等 行為	・建築物を改築し誘導施設を 有する建築物とする場合	都市機能誘導区域	
1.3 2009	・建築物の用途を変更し誘導 施設を有する建築物とする 場合	* ■	
休廃止 する 場合	・都市機能誘導区域内で、誘導 施設を休止または廃止しよ うとする場合	○開発・建築 ▷届出不要 ○開発・建築 ▷届出必要 ○休止・廃止 ▷届出必要	

□ 対象施設

届出の対象施設は、「IV.各誘導区域と誘導施設」で設定した誘導施設であり、具体的には次のとおりです。

区分	誘導施設	定義	誘導する 都市機能 誘導区域
商業	3,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下の生鮮 食料品を扱う小売店舗	・「大規模小売店舗立地法第2条」に規定される店舗面積:3,000㎡超10,000㎡以下・生鮮食料品(野菜・果物類および食肉・魚介類)を取り扱う	中心拠点 生活·活動拠点
	10,000 ㎡を超える 生鮮食料品を扱う小売 店舗	・「大規模小売店舗立地法第2条」に規定される店舗面積:10,000㎡超 ・生鮮食料品(野菜・果物類および食肉・魚介類)を取り扱う	中心拠点
医療	病院 (2次救急医療機関)	・「救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関	中心拠点
	市立千歳市民病院	・「千歳市病院事業の設置等に関する条例」 に定める、市立千歳市民病院	医療·生活拠点
高齢者福祉	総合福祉センター	・「千歳市総合福祉センター条例」に定める、 千歳市総合福祉センター	中心拠点
	地域包括支援センター	・「介護保険法第 115 条の 46 第 1 項」に規 定する、地域包括支援センター	生活·活動拠点 医療·生活拠点 福祉·生活拠点
子育て 教育 文化	千歳市民文化センター	・「千歳市民文化センター条例」に定める、 千歳市民文化センター	中心拠点
その他	行政施設 (市役所など)	・行政機能を有する施設	中心拠点